



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 バイテック
代表者名 代表取締役社長 白井 舜一
(コード番号 9957 東証第二部)
問合せ先 管理本部 取締役 石戸 基康
(TEL. 03-3458-4618)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、次のとおり当社定款の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、株主の利便性の向上および費用の削減を図るため、①公告の方法を電子公告とする規定の変更を行うとともに、②法務省令に定めるところに従い株主総会の参考書類等をインターネットで開示することにより提供することを可能とするための規定を新設するものであります。
- (2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。
- (4) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。
- (5) その他、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 23 日 (金曜日)

以 上

別紙

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社バイテックと称し、英字ではV I T E C C O. , L T D. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電子部品、オフィスオートメーション機器、通信機器の販売ならびに輸出入業務</p> <p>(2) 上記に関連する複合部品の開発及び生産販売ならびに輸出入業務</p> <p>(3) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。 (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第二章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、28,200,000株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社は、100株をもって株式の1単元とする。</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、28,200,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p>

<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株主の権利</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p>
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、株券の不所持、株主のなすべき届け出、株券喪失登録、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p><u>第12条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(<u>株主の届出</u>)</p> <p><u>第10条</u> <u>株主、実質株主、質権者またはその法定代理人は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を名義書換代理人に届け出るものとする。ただし、署名の習慣がある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>外国に居住する株主、実質株主、質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社所定の名義書換代理人に届出るものとする。その変更があった場合も同様とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

<p>(株主名簿の閉鎖および基準日)</p> <p>第12条 当社は毎決算期現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された株主をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 当社は毎年4月1日から4月30日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。</p> <p>3 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に、臨時にこれを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2 取締役社長が議長となる。</p> <p>3 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主および実質株主は、当社の議決権を有する他の株主または実質株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主および実質株主または代理人は前項の場合には株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出することを要する。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に定める場合を除き出席した株主および実質株主の議決権の過半数をもってこれを決定する。</p>	<p>(削除)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は前項の場合には株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出することを要する。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
--	--

<p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第17条 株主総会の議事は、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載して議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第四章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任方法)</p> <p><u>第18条 当社の取締役は15名以内とし、株主総会で選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> (新設)</p> <p>(累積投票の排除)</p> <p><u>第19条 取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときに終了する。</u></p> <p>2 <u>補欠により就任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>3 <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第21条 取締役会はその決議により、取締役の中から社長1名を置き、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第22条 社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、決議をもって、会長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (削除)</p> <p>第四章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p><u>第20条 当社の取締役は15名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (削除)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削除)</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第22条 取締役会はその決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第23条 取締役社長は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、決議によって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</u></p>
--	---

<p>(取締役会の招集者および議長) <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。 <u>取締役社長に事故ある時は、あらかじめ、取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u> (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集手続) <u>第24条</u> 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) <u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等) <u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。 2 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。 (新設)</p>	<p>(取締役会規程) <u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(取締役の報酬) <u>第27条</u> 取締役の報酬は、株主総会において定める。</p>	<p>(報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第28条</u> 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

<p>2 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第五章 監査役および監査役会 (監査役の員数および選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときに終了する。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第32条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>2 監査役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p>	<p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第五章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第30条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
--	---

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第六章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第六章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(配当金ならびに中間配当)</p> <p>第38条 <u>当社の株主配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主、もしくは登録された質権者に対し、支払うものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主もしくは登録された質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下、中間配当という。)をなすことができる。金銭の分配の有無、金額その他必要な一切の事項は、前項の日より3ヶ月内に取締役会で定めるものとする。</u></p>	<p>第七章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第39条 株主配当金および中間配当による分配金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第43条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
--	---